

ぬ、或るかたについては課税について

と。

に持つて行くために、講習所の活用等

もその問題に触れまして御答弁申上げ

ことによつて大臣、次官の統率の下に

は納得して頂いても資金繰りがどうも

つきましては、先ず滞納の根源をな

わけでありまして。今後ともそういう人

ました。国税庁のあり方につきまし

をやら広い財政、金融全般の観点から

うまく行かないというふうな二つに亘

す、即ち課税を適正にして、而もバラ

化というふうな面を更に徹底すること

と思ひます。御承知のように国税庁

をよりよくするために必要である、そうい

つておる点もありませんから、それらの

問題については納税者ごとにお出でを

は、国税として非常に乱れようとして

おるときに、それを立直すために作り

るべくするために必要である、そうい

願ひまして御相談しておる。それから

ど申しましたような新らしい方式の事

まして、中央が或る程度地方に関与し

てまでもこれを強力に立直すというこ

を決定した次第であります。

付加えて申し上げますが、一部世論調査

をいたしたことがあります。これは時

とでできたのであります。それがで

きてだん／＼よくなつて参りました。

〇成瀬藩治君 中央を簡素にして第一

期は大分古くなりまして二十五年度の

末になつておりますが、その際にはや

その段階においてこのあり方を反省し

ますときに、二つのあり方がある。一

つは現在国税庁も賦課徴収の実施面を

はり資金が思うやうにならないので滞

納をしておるといふやうなことが相当

を専務といたしておりますが、その間

に多少のオーバーラップがどうしても

起りがちであります。第一線のやりや

納をしておるといふやうなことが相当

大きなバーセンティジを占めておつた

のであります。併しこれは時期によつ

て違つて来ると思ひます。従ひまして

御指摘のように一体どれくらいが課税

が原因で、どれだけが資金が原因であ

るかといふことはつきり割合切つては

申上げられませんが、私どももいたし

ましては両方に亘つて原因があると思

ひまして、只今申しましたように各納

税者ごとに事情をこしらへて詳細いた

しまして、その納税者の実情に副うやう

に對策を立てておるやうな次第であり

ます。

〇成瀬藩治君 その未納のある理由

は、これをやはり親切に公平にやつて

云々といふことは、私は国税庁の重大

な任務だと思ひます。大蔵省の非常な

な役目だと思ひます。ですからそれが

例えは外局から内局になつた、或いは

もつと言へば、機構改革からいふと

それがたゞさんうまくとれるとか公平に

かかるのだといふやうな、そういう機

構改革からいふとこれをどういふやう

に処置されておるかといふことが、私

は根本だと思ひます。ですからそれが

どんなふうになつておるかといふこ

〇政府委員(正井啓次郎君) その点に

つきましては、先ず滞納の根源をな

す、即ち課税を適正にして、而もバラ

ンスをとつて行くといふことが一番根

本であらうと考えます。従ひまして先

ほど来申上げましたやうに、全体とし

て先般の行政整理で人員の減を見てお

るのでございします。この際人員の

配置を適正にして行くといふことが一

番肝腎ではないかと思つております。

即ち中央の人員を一部地方に出しま

す。併し地方の十一の局、五百三の税

務署相互の間に人員の配置がなか

分適正には行つておらんのでござい

ますが、これらの点につきましてでも

るだけ対策を講じて、人員の配置

を適正にいたしたいと考えます。又事

務のやり方につきましては全国的にい

わゆる統一をとつて行く、こういう努

力は、内局になりまして、今朝ほど

来申上げましたやうに、監督の面は決

してこれを疎かにするわけでもござい

ませんので、監督面をしつかりやるこ

とによりまして、全国的な事務の均

衡、統一を図つて参りたい、かやうに

考えておるのであります。何といたし

ましては一番大きな問題は人員が約一

万に近く縮減を見ておる。この定員の

減少といふものを如何にして補ひ、又

いゆる数の減少を質の向上で補つて

行くかといふことが一番根本の問題か

と心得ております。我々として

は、常に人員の配置の適正化を図ると

共に、又現在の職員に對しましては、

常に教育を徹底いたしまして、去年よ

りは今年の方が一人の職員の持つてお

る能力が格段の向上を見たといふやう

〇成瀬藩治君 その未納のある理由

は、これをやはり親切に公平にやつて

云々といふことは、私は国税庁の重大

な任務だと思ひます。大蔵省の非常な

な役目だと思ひます。ですからそれが

例えは外局から内局になつた、或いは

もつと言へば、機構改革からいふと

それがたゞさんうまくとれるとか公平に

かかるのだといふやうな、そういう機

構改革からいふとこれをどういふやう

に処置されておるかといふことが、私

は根本だと思ひます。ですからそれが

どんなふうになつておるかといふこ

〇政府委員(森永貞一郎君) 曾つて租

税の賦課決定の事務が内局にございま

したときに、そういう事務は全然なか

つたことを私ども確信しております。

その大蔵省の伝統もございしますし、今

回の機構改革におきましては、中央の

徴税局、これは全然賦課決定の事務を

やらないわけでありまして。国税局以下

の第一線機関で独立に賦課決定をやら

せるわけでありまして、さやうな政

治取引をされるといふことは万ないこ

とを確信しております。

〇成瀬藩治君 その未納のある理由

は、これをやはり親切に公平にやつて

云々といふことは、私は国税庁の重大

な任務だと思ひます。大蔵省の非常な

な役目だと思ひます。ですからそれが

例えは外局から内局になつた、或いは

もつと言へば、機構改革からいふと

それがたゞさんうまくとれるとか公平に

かかるのだといふやうな、そういう機

構改革からいふとこれをどういふやう

に処置されておるかといふことが、私

は根本だと思ひます。ですからそれが

どんなふうになつておるかといふこ

〇成瀬藩治君 その未納のある理由

は、これをやはり親切に公平にやつて

云々といふことは、私は国税庁の重大

な任務だと思ひます。大蔵省の非常な

な役目だと思ひます。ですからそれが

例えは外局から内局になつた、或いは

もつと言へば、機構改革からいふと

それがたゞさんうまくとれるとか公平に

かかるのだといふやうな、そういう機

構改革からいふとこれをどういふやう

に処置されておるかといふことが、私

は根本だと思ひます。ですからそれが

どんなふうになつておるかといふこ

〇成瀬藩治君 その未納のある理由

は、これをやはり親切に公平にやつて

云々といふことは、私は国税庁の重大

な任務だと思ひます。大蔵省の非常な

な役目だと思ひます。ですからそれが

例えは外局から内局になつた、或いは

もつと言へば、機構改革からいふと

それがたゞさんうまくとれるとか公平に

かかるのだといふやうな、そういう機

構改革からいふとこれをどういふやう

に処置されておるかといふことが、私

は根本だと思ひます。ですからそれが

どんなふうになつておるかといふこ

〇成瀬藩治君 その未納のある理由

は、これをやはり親切に公平にやつて

たように、申告税がやはり今度の税制で軌道にやつとこま乗りかけた、乗つたけれどもその滞納などを見ましても一番大きいものは、所得税においては源泉と比較すれば問題にならないパーセンテージを占めておる。こういうものを処理して行く上に、私はやはりあなたのほうの考えられる時期があると思ひますが、少し早過ぎたというような感じもするわけです。これは又いろいろなことになりますから、意見になりますからあとにしまして、今あなたがおつしやる監査部を非常に強化するということをおつしやるなら、これは私は問題になつて来ると思ひるのであります。三十一條の二項に「大蔵省令で定める国税局には、調査監察部を置かないことができる。」となつておる。ということば、片つ方では強化すると言ひながら、一方では大蔵省令で置かないようにすることができるといふことは、あなたのおつしやることと逆な方向であると思ひます。それはどういふことか御説明願ひたい。

○政府委員(森永貞一郎君) 只今の点にお答えいたしますが、現在国税局は十一ございまして、その局の課税物件の分布状況はこれは非常にばらばらでございます。例えば東京、大阪、名古屋というところ、実に大部分が集中しておるわけでありまして、金沢であるとか、熊本であるとかいう小局においては比較的課税物件が乏しい。そこで人員の配置という機構の問題を考へます場合に、その局の実情に應じてたしてこれは重点的に処理する必要があるわけでございます。例えば東京、大阪、名古屋等の調査監察部には支署を置くというのを考へておりますが、その半面例えば金沢その他の小局におきましては、直轄部と調査監察部を兼ね合せるというによりまして、浮いて参ります人員を、他のより忙がしい調査監察部の仕事に当てるという重点的配置をしなければならぬわけでございます。今後の運用上設置法の上におきましては局によつてはそういうものを置かないところもあり得る。その代りほかのほうの調査監察部の事務を強化いたしましたという弾力性を持たして行きたい。さういふ趣旨から置かないところもあるというううな規定にいたしておるわけでありま

す。○成瀬幡治君 すぐあなたのほうは大蔵省令を作つてこの十一の中の仕事をどこかやめるつもりがあるのか、どこか予定されておるのがあるたらお聞かせ願ひたいと思ひます。○政府委員(森永貞一郎君) まだ決定はいたしてありません。○成瀬幡治君 まだ決定してないといふのは私もわかりませんが、近々のうちに省令を出してやられる予定なんですね。ただ弾力性を持たしておいたほうが、後々ここの何年かの後に都合がいからというので入れられたのか、もうこういふものを一、二カ月のうちにやるのだという予定で入れられたのか、その点について承りたいと思ひます。○政府委員(森永貞一郎君) この設置法の施行と同時に、或る特定の局の調査監察部を廃止するということは考へておりません。今後の状況等を勘案いたしまして、先ほどちよつと名前も出たのでございしますが、比較的閑散な局につきましては廃止し得るような余地を開いておいて頂きたい、今後の研究によつて判断決定いたして参るつもりでございます。○成瀬幡治君 ついでに法文の関係で、三十四條の問題はこの前たしか上條委員が指摘されて、三十四條の二項の問題で指摘されたのですが、これは本當に念を押すようなことで相済まないと思ふのですが、これは全体の支署が五百三ですが、その五百三をやめてさうして支署を置くのか、さうではなくて五百三はそのまゝにしておいて、それにプラス支署を置くという趣旨なのか、そこをいまだ一度念を押して相済まないのではありませんか、御答弁願ひます。○政府委員(森永貞一郎君) 三十四條二項の規定は税務署を整理した場合に支署を設けるという趣旨の規定ではございせん。税務署の支署が税務署のほかに置けるという趣旨の規定ではございせん。これは将来の問題でございしますが、場合にによりましては税務署整理の問題が起つて来ないとも限らないのであります。そういう場合に支署をいきなり廃止するということは納税者の便宜から考へて好ましくないので、それから、さういふところに支署を置くというところが起つて来るかも知れませんが、全体の整理を前提としたものではございせん。又先ほどお答え申し上げました通り、現在のところは税務署を整理するという方針は立てておりません。○成瀬幡治君 そりすると了承なんです、ここに出来るのはとにかくこれは何年か後のことかわかりませんが、とにかく税金を納める納税者にとつては税務署を廃止すると大変だから、さういふ場合に備えて支署を置くというのですから、積極的な意味なんです。もつと言へば五百三あるものも、併し納税者が希望すればそれに対するな便宜を図るために殖やして行くのだという趣旨に了承してよろしくございませうか。

○政府委員(森永貞一郎君) そりうな場合も将来起つて参るうかと存じます。○成瀬幡治君 これは私はよそから手に入れた資料なんです。何、何かあなたのほうで営業所得の交換実地調査というものをやられたというふうな承つておられます。その場合に例えば東京のかたが或いはどこかよその県へ行つて調査された、さうしたときに非常に差が出たというふうな聞いておるわけでありまして、これは参考のためにお聞きしたいのですが、あなたも先ほど職員に非常に技術的な面について強力に云々というふうなことを言われたわけでありまして、どんなふうな差が出ておるか、例えば最低はどのくらいであつて最高はどのくらいであつてというふうなものがあつたら少し承りたいと思ひます。○政府委員(正平啓次郎君) 先ほど来お話のように、課税の全国的な権衡を確保するということは非常に重点を置いて考へておることでもあります。昭和二十五年分の所得税につきまして、我々本庁の者が立合ひ又或る局にほかの局の者が参りましていろいろ調査をしたことはございしますけれども、これはまあ先ほど木村委員からもその点は御指摘になつたのであります。大体そのときの調査によりましてこれはまあ極めて部分的な調査でございすので、それを以て全般を推して行くことは非常にミスリーディングだと思ふのであります。これはもう發表いたしたくないのであります。併し先ほど来申し上げましたように、全体で四割七分くらいの差が出て来たということば確かに事実であります。ただ件数等も非常に限られておりますのでこれを以て全体を推すことは私は適當でないと思つております。併し我々といひましては、二十五年度につきましては今朝ほど申し上げましたように、納税者と税務官署の関係を非常に円滑にするというところに重点を置き過ぎまして、課税の充実ということが或る程度犠牲にされたような傾向もございすので、さういふふうな資料も非常に大きな参考といたしまして、二十六年度につきましては、事前の指導乃至事後の監査におきまして各局間の権衡確保ということには非常に重点を置いて努力しておるわけでありまして、○成瀬幡治君 そりうな強力な指導機関と申しますか、さういふものは今度の新しい機構になりますとどこで扱われることになるのですか。

○政府委員(正平啓次郎君) これは今朝ほど来繰返しました通り、この監督のほうには徴税局がやるわけでありまして、実施面は御承知のように今度はやらないので、第一線に委譲いたすわけでありまして、監督面は相変わらず徴税局においてやります。従ひまして本庁の徴税局の者が立合ひすることはいたしません。併し徴税局の職員には調査権はこ

ざいせんから内面指導の形になつて参ります。併し各局の者が調査いたしましたものを批判し、これに對して訂正することを指導することは、監督者として当然それだけの権限があるわけでございますから徴税局においてやるわけでありませう。

○成瀬幡治君 これはちよつと野田大臣に伺いますが、今までこれは造幣庁とか印刷局というものは外局にあつたわけでありましたが、今度これが附屬機関になるということになつておりますが、大蔵省の法文を見ますと、例えば何々審議会とか調査会というものは附屬機関になるといふことはわかるのですが、それとどうした造幣庁とか印刷局というものは附屬機関になるというのですか、この附屬機関というものは對する何か一つの定義めいたものではないかといふのですが、何かのものを以て、例えば部を廢して監にするというよりなものを作られたのだらうと思ふけれどもどんなふうな附屬機関というものを考へられておりますか。ただ外局や内局に入らないものをまとめて附屬機関とされたのかちよつと御説明を願ひたいと思ひます。

○國務大臣(野田卯一君) 附屬機関にいたしましたのは印刷局、造幣局が御承知の通り一種の工場であります。それと普通の行政機関には實際はないのであります。これは一種の外局に對しまして庁という名前を附けますが、今度は外局の性格をもう少し明確にしたい。そういたしますと工場事業場といふたようなものはこれはむしろ附屬機関の範疇に入るべきものだ、こういうわけであつたのであります。

そのほかの例といひましては学校でございませうとか、病院であるとか、試験所、研究所、工場等といふたものが一様に附屬機関になつております。そういうふうな性質のものを集めて附屬機関にいたしました。こういうことなんであります。

○成瀬幡治君 野田大臣に伺いますが、例えば今度は労働法規や何か改正になつた場合には、これは全般的になるのですが、労働法規の改正によつて公企体になつて現業になつて、そうして団体交渉を許されるというふうなそちらのほうのものさしから何か機構改革において特別に考慮を払われたようなことがございませうか、或いはそういうものは全然触れておられないのか、その点を伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(野田卯一君) 御質問の趣旨を取違へたかも知れませんが、御承知のように電通関係は別に公共企業体に切換へましたが、その他のものにつきましては今ところは考へておりません。中にはまだ研究をいたしまして、現在政府の營んでおります仕事の中に将来公共企業体に切換へたほうがよいというものが出て来るのじやないかと考へております。

○成瀬幡治君 そうじやなくて今度内局であるとか外局であるとか、或いは附屬機関であるとかいろいろのものがあつてと思ひます。そういう場合たとえば林野庁が現業であるとかというやうな問題、或いはアルコールがどうだというやうな問題について何か今度機構改革の面において、そういう現業と申しますか、団体交渉権を持つところの人たちが働いてゐることについて、

何か機構改革の上にそういう面を考慮されてゐるのか、或いはそういうものは全然考へずに機構改革というものをなされたのかといふ点を伺ひたいのであります。

○國務大臣(野田卯一君) 大体余りその点については触れておらないと思ひます。これは大体機構改革の案が前にできまして、それを今お示しの労働法規なんかの法律は新しく出ております。これはその前にできております関係上、今の出しでおります案につきましてはそういう点は深く織込んでおりません。

○成瀬幡治君 これは一つ意見を野田長官に伺ひたいと思ひます。例えば一つの公企体でありまして、労働法規が改正されてそうして団体交渉権を持つことになるわけでありませうね、組合を結成して。その場合に一つの交渉相手ができなければならぬと思ふのであります。そうして今一度考慮されてゐない場合にはこの次には考慮されるのか。今後そういう場合には、ほかかぶりをして通されるのかといふことについて、行政官の意見の伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(野田卯一君) 私は行政制度というものは極めて弾力性あるものと考へておりますので、今後の成行きを十分見極めまして、若しそれが必要になればそういう措置を講じて参ります。こういうふうに考へております。

○波多野鼎君 それでは逐條的な質問ですね。

○委員長(河井彌八君) どうぞ御自由に。

○波多野鼎君 それでは大蔵省のほう

にお聞きしますが、今度理財局の中に運用部資金運用課といふのですか、運用部資金運用部のなにはどういふふうになつてゐるのですか。法上は。

○政府委員(森永貞一郎君) 資金運用部資金法による資金の運用は、従来銀行局で所管して参つたのでございませうが、今度の行政機構改革に際しまして外局との権限の再調整の問題が起りましたために理財局に移しまして、理財局に新しい課を設けてございまして、運用部資金に申しまして預金部が独立いたしました。それが外局として独立いたしました。現在は銀行局の中の一環になつてゐるわけですが、権限の再調整の機会にこれを理財局のほうに戻しまして、国庫金の運用という観点から、又地方債の許可に関する事務を現在理財局で取扱つておりますので、理財局に課を設けて運用部資金の運用をするのが適当と思ひましてさうな規定になつております。

○波多野鼎君 その課の名前はどのようなのですか。

○政府委員(森永貞一郎君) まだ最終的に決定をいたしてございませうが、多分資金課といふ名前の課にならうかと思ひます。

○波多野鼎君 この新しくできる資金課ですかこれの仕事は非常に大きな仕事じやないかと思ふのですが、現に運用部に集まつてゐる国家資金といふものは非常に膨大なもので、それに地方債の引受といふやうな事務もここですることとなつて来ますと、これは一つの部にすることが必要じやないかと私

は思ふ。そのくらの仕事がある。特に今問題になつてゐる簡易保険の問題、積立金の問題ですが、あれはどんなふうになるか存じませうけれども、いづれにしてもあれが入つて来ないにしたところで、資金の運用というまゝとまつた一つの大きな仕事をやつてゐると私は思ふのです。これが理財局の中の単なる一つの課に過ぎないといふのはどういふわけなんですか、どういふ考へ方ですか。

○政府委員(森永貞一郎君) 現在銀行局にございませう資金部資金運用課、それに地方債の許可事務を併せて理財局に移すわけにございまして、とまあ課に直したといふこととございませう。特に今回は行政機構改革の機会でもございませうので、できるだけ最小必要限の機構で処置する必要があると存じまして課にとめてゐるわけにございませうが、今後更に資金量が膨大になつて参りますれば、又昔のように部制を置いて頂くといふやうな問題も起つて参らうと思つてございませうけれども、今回のような機構改革の際でもございませうし、課でできるだけのことをして運用の万全を期したいと、さうに考へてゐるわけでありませう。

○波多野鼎君 機構改革の基本的な考へ方、何度聞いても実は不明確ですよ、今度の政府のやり方は。機構改革の狙ひは、国家行政事務を敏速に且つ民衆のためになるように運営して行くといふことじやないか。なぜなら公務員といふのは要するに国民の公僕なんだから、公僕組織としての行政組織といふものは公僕として働かすやうにする、つまり国民に役立つやうにするといふのが、機構改革の狙いじや

○波多野鼎君　今の野田さんの言われる筋肉的な仕事は余りやらないでいい。ブレーン・ワークだけを中心にして整理の仕事をやつて行こう、これは僕も賛成です。そのほうがいいと思う。そうして役人についても高能率高賃金金の趣旨を徹底させたらいいと思う。それには必要なんです。私もそれは極力必要だと同意見で主張して行きたい点なんだと同意見で主張して行きたい点な

課長がえらいかどうか、これは私もよく知らないのだけれども、若い者が課長になつてやつてゐるのです。そう權威はないのだ、今の課長は。まあこれはたくさんおりますから言つちやなんだけれども課長なんていうのは実に權威がない。そこでそんなのを課長にしているからいけないのだ、私から言へれば。それは問題は別のところにあると思う。

それはまあ別として、税関の行政の重要性というものをもちと考へて行かなくてはならぬと思ふ。成るほど貿易量はどうかということもあるが、

が、従前なかつたような、例えば飛行場あたりが一種の港、税関地域になりましようし、相当私は実務的な業務の面から非常に大きくなつて行く、だんだん大きくなつて行くといふことを考へる。地方において例えは運輸省のほうで観光課を観光部というか、観光事業のほうを小さくするのは反対だといふようなことを運輸委員会の方でも言つておりますが、すべてこういう問題と関連して、税関行政というものが

重要なものになって来るのは目に見えておると私は思うので、課長がえらいかどうかは別として、一つこの点は考え直してもらわなければならんと私は

思つております。次長を置くに申されましたが、次長というものの性格が実にこの前から聞いておるのだけれども不明確なんです。今の説明だと税関関係の課を次長が総括するといったような説明なんです。次長というものはそういう性格のものです。

○国務大臣(野田卯一君) 各局内に今度の機構ではかなり多くの次長を設けておりますが、局によつていろいろと違ふのであります。これは局長が勿論大臣以下と相談されてきめると思いますが、或る局では仕事の全般を補佐させるということにもなりましようし、或る部局におきましては特定の範囲できめる、そこは相当弾力性を持つて、一応運用して行くという、こういう方針をとつております。

○波多野君 そうですとするとその税関部長をやめてこれを次長とするというところになるのですか、ここでは。

○国務大臣(野田卯一君) そういふふうに固定的に、今のところではさしずめそういうことを考へておるわけでありま。併し次長制そのものはもう少し弾力性を持つておる限りはさうではございませ。もう法律で明定いたしておりまして、これだけはやるのだと特定しますから、そこに次長制と監制との開きが出て来ると、そういうふう

に御了承願ひたい。
○波多野君 いや、この問題で主税局のことを聞いておるのですが、主税局の次長というのとは税関関係の課を総括することを仕事とするというふうなことを聞いておるのです。ほかの次長を聞いておるのじやない、この次長を聞いておるのです。

○政府委員(森永貞一郎君) 大蔵省も各局に次長がおるのございませが、その次長がどういふふうな働き方をするかという問題は、只今行政官理庁長官からもお話がございましたように、各局の実情に応じて、局長がまあ大臣、次官と相談してきめ。きまつたところは或いは組織規程等にはつきりさせておくというふうなことも必要になつて来るかと思ひますが、御指摘の主税局の次長は大体において税関関係の仕事を見る、次長の仕事は局長を助け職務を整理するということにございませが、その場合の範囲を若干制約いたしまして税関関係の職務を整理する、さういふことにいたしたい、まあ最終的にはございませがそんなようなことを考へております。

○波多野君 まあそれでは今のところ二つだけ……
○栗栖越夫君 それじや私ちよつと。余り外海に集中してほかの点が、おろそかになりますからちよつとお尋ねしておきます。三頁の三十一と三十三が新たに追加されることになつたと思ひますがこの二つについてお尋ねしたいと思ひます。これはまあ昔から日露戦争前後から在外正貨というものが官は別ですが、ロンドンとアメリカには財務官というものが置かれて、財務官事務所が開設されて仕事をしていたわけですが、今度は財務官が外務省のほかに参事官になられたようですが、大蔵省としては外債の事務のすぐ処理の問題が起つて来る、その他在外正貨の問題も起つて来ようと思ひますが、これはどういふようにしてさういふ起つた場合には財務官が若しくはそ

れに類するものを置いて処理しようとなさるのですか。金自身は日本のどういふ銀行でも、ロンドン或いはニューヨークにしても、置いたものについてはそこへ預けておかれましようが、事務の処理その他はどういふようになるのじやないか。これをお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(森永貞一郎君) 三十一号でございませが、これは今回新たにこの規定を挿入したわけでありませが、その海外における事務の処理の仕方をごさうするの、御質問だと思ひます。古く財務官制度がございまして、帝国の海外における財務を処理するといふことで英米に置かれておつたのでございませが、今回の各省を通ずる行政機構改革に際しましては、海外に勤務する財務官は置かないことにいたしまして、外国政府との折衝の問題は外務省関係機関で処理する。で事実上の問題といたしましては、その事務に当る職員、エキスパートは大蔵省の職員から任命するといふようなことで処置されるわけにございませが、外国政府との処理に際しましては、外務省関係の事務官で処置するといふことになるのであります。ところが外国政府との交渉だけで事が足りな

来ようかと存するわけでありませ。そういう問題に当るためには臨時的にもせよやはり誰かが海外に行つて処理しなければならん、そういうような問題が或いは起つて来ようかと。現に外債の問題で起つて来ようかと。外にもさういふ問題がいろいろ起つて参ろうと思つております。

○栗栖越夫君 在外正貨の処理も一々外務省を通らるものとむずかしいのじやないかと思ひますが、それから外債の処理その他についても私は多少経験がございませけれども電報だけでも大要なことだと思ひますが、昔は財務書記が行つておられた、事務官まで行つておられたが、臨時的な何かになさるというなら別ですが、必要に応じては要するところは進んでお設けになる必要があるのじやないか、こゝ希望を申述べておきます。

それから三十六号ですが、これはいろいろ深い関係があると思ひますが、これは日銀のポリシー・ボードは存続されることになるわけにございませ。○政府委員(森永貞一郎君) 三十六号の規定は実は條文の整理をいたして現行法では三十一に入つておるものが、多少ずれて三十六に入つておるわけでありませ。なおお尋ねの日銀の政策委員会については現状通りでございませ。

○栗栖越夫君 そうしますと安本がなくなりますが、いわゆる通貨発行審議会というものがなくなると思ひますが、日銀のこの銀行券の発行についての限度を設けるとかといふことはどういふふうになると思ひませ。○政府委員(森永貞一郎君) 現在経済

安定本部に通貨発行審議会が置かれておりまして、日本銀行法による通貨発行限度をきめまされに、審議会の議を経て閣議にかけて大蔵大臣がきめるというふうな規定に相成つております。今回安定本部が廃止されるに伴ひまして通貨発行審議会も廃止せられるのであります。従ひまして規定の上では大蔵大臣が閣議を経て通貨発行限度をきめるといふ規定に相成るわけでありませが、通貨発行限度と申しますのは勿論経済全般の問題をよく勘案してきめなければならんわけでありませで、大蔵大臣が独断的にきめてよい性質のものではございませ。日銀の政策委員会等でも十分審議を尽くされることと思ひませ。日本銀行の意見も十分聴取し、又閣議方面の意向も十分参酌いたしまして大蔵大臣がきめると、かような取扱になるかと存じます。

○栗栖越夫君 これは大事な問題でございませ。殊に経済問題全般におきたと思ひますので、大蔵大臣の専断にならんように一つ円満に運んで頂かなければならんと思ひませ。これは一つ私希望をいたしておきます。それから証券取引委員会が廃止されで、大蔵省の中に諮問機関として証券取引審議会というものができるわけでありませ。

○政府委員(森永貞一郎君) その通りでございませ。
○栗栖越夫君 これは作つた経路等も、丁度我々も関係しておりますのでよく存じておるものでありますが、委員その他にはやはり民意を入れて証券方面のエキスパートを入れると同時に、又事業界その他或いは投資層を代表する者を入れて作つて頂かないと行き方

が一方に偏するのではないかと、こう
思っております。これも希望として申
述させていただきます。

それから最後に政府資金運用部で
ございますが、この資金というものは
今銀行局の中の課でやつておられます
ので、将来これについて何か
どういうようなことで持つて行くか
というようなお考えがあれば承りた
い。

○政府委員(森永貞一郎君) 只今波多
野さんから御質問がございまして、お客
え申上げたのでございまして、銀行局
で資金運用課が資金運用部資金の運用
を扱っておりますが、今回は省の内外
に亘る権限の調整の一環といたしまし
て、理財局に資金運用部資金運用の事
務を移しまして、そのために資金課を
一つ理財局に設け、そこで運用をいた
す、こういう所存でございまして。

○栗栖越夫君 それから最後に、結局
戦争というものが、終戦になり、
更に今度初めて講和ができて、日本の
経済も新たに独立の態勢に再出発をす
ることになるわけでございまして、
それについては金融機関全般に亘つて
のいろ／＼見直しが多かろうと思つて
います。その見直しというものが、大
体ジェネラル・バンキング・アクトと
いうものに相当するものでもなければ
ならないと思つて、今回の機構とい
うのは、そういうものができた時に
は又それに応じて作らなければならん
というように考えられるのですが、そ
の辺は政府としてはどうお考えでござ
いますか。

○政府委員(森永貞一郎君) 金融制度
の改正と申しますか調査につきまして

は、先般来金融制度懇談会を設けまし
て、これは法律、政令等に基かない事
実上の懇談会でございまして、そこで
数回に亘りましていろいろ御検討を願
いました結果、結論が出ましたものは
今国会に法律案として提出をいたして
おるような次第でございまして。お話の
ございました銀行法の問題、その他
いろいろ今後にも問題が残されてお
りまして、それらの問題につきましてど
うするか、或いは更にその懇談会でも
論議をお願いすることになろうかとも
存じますし、更に部内での態勢といたし
まして専門的に調査研究を進めた
い。その結論を待ちまして法律案とし
て提案するというようなものも少なく
ないと存じます。鋭意研究中でござい
ます。

○栗栖越夫君 もう一つ、新聞の伝
えるところで、外資導入に際して、株式
を持つ高とかその他についてナショナル
イストの御意見が一部にあるかとい
うように見えておりますけれども、私は外
資導入を円滑にするためには、或いは
そういう問題が仮にある場合において
は、ボーディング・トラストとか、或
いはコンヴァーティブル・ボンドとかい
う形で導入を容易にすると同時に、心
配をなからしめるというようにことが
必要ではないかと思つてございませ
んけれども、大体電力債のごときのも
受託会社を日本に持つて来た、……す
でに発行してある電力債というやうな
ものについては非常な迂余曲折があり
ましたが、結局日本に持つて来たとい
うことによつてあれだけ容易になり、
又日本の信託会社も発達をしたように
思つておりますのでございまして、こ

ういうような点について懇談会では問
題になつたようなことはございませ
んでしたか。

○政府委員(森永貞一郎君) 直接の議
題にはならなかつたのでございませ
ん。栗栖越夫君 それでは私の質問を終
ります。

○波多野君 さつきの税関行政の問
題をもう一つ聞くのを忘れたから追加
しておきますが、第十八條に「税務講
習所は、大蔵省の職員に對して、税務
行政(関税及び通關に關するものを
除く)に従事するため必要な職務上
の訓練を行う機關とする。」とありま
すが、税関職員なんというものは特殊な
職員になるのですが、これの訓練なん
かはどうなるのですか。

○政府委員(森永貞一郎君) 税務講習
所は急激に税務職員を殖やしたりなん
かしました関係上、素人が直接税の賦
課決定に携わつておるやうな関係か
ら、入りたての若い人たちは税務官更
に仕上げるために全国に幾つか置いて
おるわけであります。もう一つその上
の高級の税務職員を訓練する施設もご
ざいまして、これは急激な膨脹に應ず
るために必要であつたわけであります
。現在関税につきましては、こうい
う常置的な講習所はございせんです
が、一年のうち何カ月かに亘りまして
各税関から適任者を簡抜いたしまし
て、漸次講習会を開いてできるだけ能
力向上に努力してゐる次第でござい
ます。

○波多野君 税務行政のほうでは人
が急に殖えたと、税関のほうだつて随
分殖えたのではないですか。

○政府委員(森永貞一郎君) 税関のほ
うも殖えて参りましたのでございませ
ん。

が、元から税関行政に携わつており
まして運輸省等に行つておりました者
も相当ございまして、それらの者が今
の税関職員の根幹を成しておるわけ
でございまして。勿論新らしい職員も数多
く採用いたしておりますが、内閣税と
違ひまして、監視等の事務、そういう
た物理的に間に合うパートの問題もご
ざいまして、常設的な税関講習所は設
けてございせんが講習会等は極力活
用いたしておる次第でございまして。

○波多野君 講習会ほどのくらいや
つておるのですか。私がこれをやま
しく言うのは、税関の役人というもの
はさつき言つたやうな非常に重要な地
位を占めてゐるのです、外交官的な地
位を占めてゐるのでこれを十分訓練し
なければ駄目だと、どんなふうになつ
てゐるのですか。

○政府委員(森永貞一郎君) 新規採用
職員に對しましては各税関で採用と共
に講習を実施いたしまして、更に全国
的なものとしていたしましては業務の種
ごとに一年一回くらいずつ各税関から
担当者を集めまして講習会をいたして
おるわけであります。

○波多野君 それでは少し足らんで
すな。もう少し訓練をしてもいいとい
ふと思つてゐる。これはまあ注文をい
たしておきます。

○成瀬隆治君 ちよつと細かい点で
ございまして、財務官と財務参事官と
う違ひますか。

○政府委員(森永貞一郎君) 先般予備
審査の際にもその点が問題になりまし
たのでございまして、財務官は先ほど
ちよつと申上げましたやうに海外にお
いて帝国の財務を処理するという長い
伝統のある……

○成瀬隆治君 私の質問のし方が悪い
ので、そういうことは聞きましたので
すが端的に申しますと、給与の面で少
しぐらゐ違ひのかがどうか。例えばそれ
に機密費とか何とかがそういうものが総
体的についておるのか、実質的にキヤ
ツシユが違ひのかがどうか。

○政府委員(森永貞一郎君) 機密費等
は全然ございせんのでございまして、
結局何級という格付けの問題だと思
ひますが、同じに考へておられます。

○成瀬隆治君 もう一つお尋ねした
い点は、今度まあこの大蔵省で何か三人
の次長が七人になつておられますが、次
長という給与がどこら辺に行くのです
か。例えば長官よりも上になるのか下
になるのかどこら辺のところになるの
ですか。

○政府委員(森永貞一郎君) 大蔵省の
例で申上げますと、国税庁長官が十四
級、それから普通の局長は大体十三
級、それから次長が十二級又は十三
級、十三級の者が多いかと存じます。
国税庁の部長と大体同格、十三級とい
うところのございまして。

○波多野君 それじゃ関係法令の質
問をいたします。外国為替資金特別会
計法ですね、これは從來あつたのとど
ういう点が違ひるか、大事な点だけち
よつと指摘して下さい。

○政府委員(村上二君) お答え申上げ
ますが、御質問は特別会計の実体かと思
ひますが、実体のほうは全然今回変更
はございせん。

○波多野鼎君 それから証券取引委員会が廃止されて、証券審議会ですか、この今の附属関係の二十四頁ですね、「証券取引委員会規則」を「政令」に改める、これはどういふ意味なんですかね。

○政府委員(村上二君) お答え申し上げます。証券取引委員会を証券取引審議会に改めるという目次中の改正がございしますが、実体は御承知の通り証券取引委員会は現在委員会組織の行政官庁でございます。それから今度新たにでございます証券取引審議会は諮問機関でございますので性格は変わつて参ります。従いまして行政事務は先ほど御説明申し上げましたように内局である理財局で処理するということになります。それから規則が政令に改まりますのは、従来委員会組織の特別な行政官庁でありました関係上、形は外局でございますが規則を出すことができないという、勿論法律の範囲内でございますが、その下部法令といったしまして委員会が規則を出せるという規定が法律にあるわけでございます。これが普通の内局に改まります関係上政令、省令という普通な形に直るわけでありまして、その改正をしていくわけでありまして。

○波多野鼎君 そうするとそれは従来出ておつた証券取引委員会規則を大蔵省の政令に改めるといふ意味ですか。

○政府委員(村上二君) 両方の意味がございまして。申しますのは従来規則で出しておりましたものと同じような内容を今後出します場合には政令、省令という形で行うわけでございます。それから従来出ておつたものがござい

ます。これをいち／＼改めまして政令、省令という形で同じ内容なものを出し直すのは非常に煩雑でございますからそれはそれ／＼の内容によりまして政令、省令というふうな同一の効果で存続するといふ規定を経過的に置いておるわけでございます。

○波多野鼎君 そうすると証券取引委員会というものはなくなつても証券取引委員会という言葉は残るのですか。

○政府委員(村上二君) この中にもう少し説明してもらいたいのだが、証券取引委員会規則を政令に改めるといふことは証券取引委員会という文字が残つてしまふやせんかと私は思ふのだが、それはどうなのですか。

○政府委員(村上二君) 証券取引委員会規則とありますのを政令とどういふふうに直してしまふのです、それは残らないわけですか。

○波多野鼎君 あとの二十五ページの規則の、「大蔵省令」に改めるこれも同じような意味ですね、それじゃ。

○政府委員(村上二君) 同様でございます。

○波多野鼎君 証券取引審議会というものを今度作られるそうですが、これは先ほど話もありましたが、九人の委員で以て作るといふのですが、この九人の委員といふのはどういふ方面から選ばれるのですか。

○政府委員(村上二君) まだ決定はいたしておりませんのでございしますが、考えておりますことは業界の代表者、金融界の代表者、産業界の代表者、それに取引所関係の学識経験者といふこととで、或いは学者のかたがお入りになるというふうなこともあろうかと存じますが、まだ最終的にはきめておりま

せんのでございます。

○波多野鼎君 その業界というのは産業界といふ意味ですか、そうじゃなく証券業界をいふのですか。

○政府委員(村上二君) 証券業界と金融界とそれから産業界と申上げたわけでありまして、業界と申しましたのは証券業界のことを申上げました。

○波多野鼎君 この審議会の性格は単なる諮問機関ですか、これは。

○政府委員(村上二君) さようでございします。

○波多野鼎君 この公認会計士の問題ですが、公認会計士管理委員会といひましたね、これがあつたようですがこれはなぜやるのですか。

○政府委員(森永貞一郎君) 公認会計士管理委員会も小さいながらも一つの行政委員会でございますが、事務簡素化の観点から申しまして行政事務は大蔵省の理財局に吸収する。但しこれ又い／＼専門的な関係もございしますので諮問機関といたしまして公認会計士審議会を置くわけでございます。公認会計士試験の問題その他この専門的な事項につきましては審議会の御審議を願うさうな考え方でございします。

○波多野鼎君 その試験は大蔵省の者がやるのですか、それとも審議会のものがやるのですか。

○政府委員(森永貞一郎君) 大蔵省の事務当局は一切関係いたしませんで、試験委員を特別にお願いいたしまして試験委員の手によつて執行いたしております。

○波多野鼎君 この公認会計士問題で最近問題となつてゐるのは、現在の試験制度をやめてくれといふ話が大分

ほう／＼から陳情があるのだが、あの問題は大蔵省ではどういふふうに考えておりますか。

○政府委員(森永貞一郎君) 公認会計士のレベルを維持して参りますためにやはり試験制度を続ける必要があるものであります。そういうふうに考えております。

○波多野鼎君 公認会計士といふものが相当重要な役割を占め、そして割合に高い信用を得るようになつてゐるのに作つたわけなんだから、嚴重な試験をして行くといふことは私も賛成なうですがね。何か大蔵省のほうでも試験制度の廃止に賛成してありますやうなうわさが飛んでゐるが、絶対そういふことはしないですか。

○政府委員(森永貞一郎君) 公認会計士法ができました。従来の計理士法がなくなつたわけでございますが、ただ従来計理士としての資格を持つておられたかた／＼には当分の間或る程度の會計事務ができるというふうなことになつておりました、それらのかた／＼から試験制度をやめてくれといふやうな要求もあるわけでございます。私どももいたしましては折角欧米並の高いレベルの公認会計士制度を作つたことでもございしますし、試験制度を有名無実にするやうなことはできるだけ避けたい。但し過去の経歴から目下計理士として仕事をしておられるかた／＼に對しても、更に第三次試験等の途を開いて試験によつて公認会計士になつて頂くといふやうな問題もございしますれば、これは十分検討する余地があると思つております。試験制度を全然なくするといふことには大蔵省としては反對でございます。

○波多野鼎君 この計理士の第三次試験、第二次で打ち切りでしたかね、今年の十二月か何かで打ち切りでしたか第三次の途を開くといふ点は大蔵省でも考へてゐるといふことなんですか。

○政府委員(森永貞一郎君) 具體的な方針が確定いたしておるわけではございませんが、そういう問題でございしますれば検討の余地がある、さうに存するわけでございます。

○波多野鼎君 それから日本銀行の問題ですがね、通貨発行審議会というものを今度やめにするのですか、これ削るとあるのは。

○政府委員(森永貞一郎君) 経済安定本部の設置法の廃止によりまして、通貨発行審議会がそちらのほうでなくなりましたので、現行法の中から「通貨発行審議会の議を経て」といふ文句を削除いたしました。

○波多野鼎君 経済安定本部がなくなるとして、そこにあつた通貨発行審議会が自然消滅するのだといふのでありますが、ほかの機関に附屬して通貨発行審議会といふものを存続させるという考えはないですか。

○政府委員(森永貞一郎君) 例へば経済安定本部にございします企業會計審議会のごとく非常に専門的な問題を取扱つております審議会は、今回経済安定本部の廃止により企業會計の事務が大蔵省に移されるに伴ひまして、その審議会もやはり廃すといふやうなことに相成つておりますが、通貨発行審議会のほうではできるだけ行政事務を簡素化するといふ観点から大蔵省には置かないといふやうなことになるわけであり

○波多野鼎君 この通貨発行審議会と

いうものはまあ戦後相当の活動をした
と思うのです。そうして日本の通貨価
値の維持の点について相当の役割をし
て来たと思うのですが、こういうもの
をなくして何ら別にこれに代るような
機関を作らないという点で少し足
りないような気がするのですがね。な
ぜなら日本は金本位制度じゃないのだ
から、通貨の発行限度というものは一
亦民主的にどこかで審議されて皆の納
得を得て、その通貨の発行限度とい
うものがきまるようにして行くのが通貨
価値の維持という点において重要じゃ
ないかと思うのですが、こういうもの
を全然必要なしというのはどうい
う意味ですか。

○政府委員(森永貞一君) 先ほど栗
栖さんの御質問にお答え申し上げたので
ありますが、日本銀行に政策委員会も
ございますし、大蔵大臣がきめると申
しましては独断的にきめるわけではご
ざいせんので、日本銀行の意見も聴
取いたしまして、又関係各省とも十分
お打合せをいたしまして決定をするわ
けでございます。特に審議会として
通貨発行審議会を置かなくてもいい、
何とかできるだろうというようなこと
で大蔵省には置いてないわけでありま
す。

銀行法の改正の問題も起つて参るかも
知れませんが、これはよほど慎重
な検討を必要といたしますので、今
のところはそのままだにいたしてありま
す。

○波多野君 日本銀行の問題である
という意味は、通貨価値の維持という
責任を日本銀行が負つておるとい
うことだと思ふのです。そういうことは
同じようなことが外国為替管理委員会
についても言えると思ふのです。同
じ問題じゃないですか。

○波多野君 日本銀行の問題である
という意味は、通貨価値の維持という
責任を日本銀行が負つておるとい
うことだと思ふのです。そういうことは
同じようなことが外国為替管理委員会
についても言えると思ふのです。同
じ問題じゃないですか。

○波多野君 そうですね。審議会が発表し
ておりましたら、なことを、正式
な発表が何か知らんけれども、その発
表によつて国民は大体この程度だとい
うような目安を付けたものですがね、
今度はどうなるのですか。

○波多野君 そうですね。審議会が発表し
ておりましたら、なことを、正式
な発表が何か知らんけれども、その発
表によつて国民は大体この程度だとい
うような目安を付けたものですがね、
今度はどうなるのですか。

○波多野君 そうですね。審議会が発表し
ておりましたら、なことを、正式
な発表が何か知らんけれども、その発
表によつて国民は大体この程度だとい
うような目安を付けたものですがね、
今度はどうなるのですか。

○波多野君 そうですね。審議会が発表し
ておりましたら、なことを、正式
な発表が何か知らんけれども、その発
表によつて国民は大体この程度だとい
うような目安を付けたものですがね、
今度はどうなるのですか。

○波多野君 そうですね。審議会が発表し
ておりましたら、なことを、正式
な発表が何か知らんけれども、その発
表によつて国民は大体この程度だとい
うような目安を付けたものですがね、
今度はどうなるのですか。

○波多野君 そうですね。審議会が発表し
ておりましたら、なことを、正式
な発表が何か知らんけれども、その発
表によつて国民は大体この程度だとい
うような目安を付けたものですがね、
今度はどうなるのですか。

○波多野君 そうですね。審議会が発表し
ておりましたら、なことを、正式
な発表が何か知らんけれども、その発
表によつて国民は大体この程度だとい
うような目安を付けたものですがね、
今度はどうなるのですか。

○波多野君 そうですね。審議会が発表し
ておりましたら、なことを、正式
な発表が何か知らんけれども、その発
表によつて国民は大体この程度だとい
うような目安を付けたものですがね、
今度はどうなるのですか。

○波多野君 そうですね。審議会が発表し
ておりましたら、なことを、正式
な発表が何か知らんけれども、その発
表によつて国民は大体この程度だとい
うような目安を付けたものですがね、
今度はどうなるのですか。

○波多野君 そうですね。審議会が発表し
ておりましたら、なことを、正式
な発表が何か知らんけれども、その発
表によつて国民は大体この程度だとい
うような目安を付けたものですがね、
今度はどうなるのですか。

○波多野君 そうですね。審議会が発表し
ておりましたら、なことを、正式
な発表が何か知らんけれども、その発
表によつて国民は大体この程度だとい
うような目安を付けたものですがね、
今度はどうなるのですか。

○波多野君 そうですね。審議会が発表し
ておりましたら、なことを、正式
な発表が何か知らんけれども、その発
表によつて国民は大体この程度だとい
うような目安を付けたものですがね、
今度はどうなるのですか。

○波多野君 そうですね。審議会が発表し
ておりましたら、なことを、正式
な発表が何か知らんけれども、その発
表によつて国民は大体この程度だとい
うような目安を付けたものですがね、
今度はどうなるのですか。

○波多野君 そうですね。審議会が発表し
ておりましたら、なことを、正式
な発表が何か知らんけれども、その発
表によつて国民は大体この程度だとい
うような目安を付けたものですがね、
今度はどうなるのですか。

○波多野君 そうですね。審議会が発表し
ておりましたら、なことを、正式
な発表が何か知らんけれども、その発
表によつて国民は大体この程度だとい
うような目安を付けたものですがね、
今度はどうなるのですか。

うことは適當であらうかと考えております。戦前におきましていわゆる外国為替管理をやつておりましたときにやはりそういう審議会がございまして、その審議会のいろ／＼と意見を聞いておつたのでございます。今回外国為替管理委員会を廃止いたしますに伴ひまして、やはりそういう機関を置くことは従来ともやつておりましたし適當ではないだらうかという意味で置きました。

○波多野鼎君 この審議会はやはり單純な諮問機関ですね。

○政府委員(石田正君) さようでございます。

○波多野鼎君 この委員七人以内で組織するといわけですが、大体どんなように考えておられますか、委員の選定は。

○政府委員(石田正君) これは現在外国為替管理委員会におきまして、為替の専門家は貿易関係の専門家、そういう方々／＼が委員になつておられるのであります、そういう方面の構成といふものは當然踏襲すべきものである、かように考えておる次第でございます。なおその他為替管理委員会におきましては、関係各省の人が外国為替管理委員会に入つておりませんが、外国為替の今度の審議会におきましては、関係各省の官吏もそれに加はるといふことに相成らうかと思つております。

○波多野鼎君 この委員の任期は二年といふふうになりますがおるんですが、今まではあるが為替管理委員会の任期のきめかたというのは順ぐりに少しづつ變つて行くといふやうな感じがしますが、そういうやりかたはこれは踏襲しませんね。

○政府委員(石田正君) これは普通の審議会と同じような工合にして、別にしなければならぬという必要はないのではないかといふふうに考えております。

○波多野鼎君 四十八ページの7ですがね、「前六項に定めるものの外、外国為替審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。」これはどういふ事項なんですか。大体予想されることは。

○政府委員(森永貞一郎君) 他の審議會でも同じでございますが、設置法の中に審議会が置かれる目的が書れてございまして、会長とか委員の詳しい規定或いは辦事運営等はすべて政令に擬つてありまして、そういう委員会の組織並びに運営についての政令を予定いたしております。

○波多野鼎君 これは議事規則みたいなものでございませうか。

○政府委員(森永貞一郎君) 細かい議事規則は更に審議会の決定できめられるといふこともあらうかと思ひますが、例えば議事は過半数を以てきめるとか、会長に事故があつたときはどうするとかそういうような規定が設けられると思ひます。

○波多野鼎君 それではこれは単に形式的なものだと理解していいですね、政令で定められることは。

○政府委員(森永貞一郎君) さようでございます。

○波多野鼎君 その次の「第六十六條中「政府機関又は外国為替銀行」を「主務大臣、日本銀行又は外国為替銀行」に改める。」ここに日本銀行というのを入れて来たのはどういふ意味ですか、これは。

○説明員(磯部重泰君) お答えいたします。今後外国為替管理法關係の事務を日本銀行に行わせる場合がございしますので、ここに従来の規定に代へまして主務大臣、日本銀行又は外国為替銀行という工合に日本銀行を加えた次第でございます。

○波多野鼎君 そうすると、従来は日本銀行といふのは全然タツチしてないかつたのですか、この問題には。

○説明員(磯部重泰君) 従来タツチしてはおりましてございしますが、従来の規定におきましては、政府機関といふことになつておりました、政府機関の中には主務大臣のほか外国為替管理委員会或いは日本銀行といふものを包括したような広いものになつておりましたのでございしますが、これを改正規定におきましては明確にいたしました次第でございます。

○波多野鼎君 次は三十一條の外資に關する問題ですがこれをちよつと説明して下さい。外資に關する今後の扱い方を。

○政府委員(森永貞一郎君) 外資に關する法律を改正いたしておりますのは、外資委員会がなくなりまして、その所掌事務は大蔵大臣とそれから産業別に各省大臣の共管になるわけでございまして、例えば通産省の所掌の事業についての技術援助でございすれば、大蔵大臣と通産大臣、運輸関係の事業でございすれば、大蔵大臣と運輸大臣と、そういう実態に則しまして外資に關する法律を改正いたしました。なお諮問機関といたしまして民間専門家の御参加も願つて、又関係各省

間のいろ／＼な連絡を緊密にするために外資審議会を別に設けまして事務の円滑な処理を期したい。一口に申しますとそういう構成になつております。

○波多野鼎君 そうしますと、例えば技術援助の問題は通産大臣の所掌事項になつておるので、技術援助による外資の導入という場合には、大蔵大臣が通産大臣とどういふふうに相談するといふことはどうなつてゐるのですか、その辺の権限の關係は。

○政府委員(村上二君) 御説明申し上げます。技術援助の關係は外資法の規定には二種類ございまして、援助希望率を公表するという問題が一つございまして、これは特に法律効果を伴う行為でございせんが、我が国としてこの種の技術の導入を希望するといつたやうなものを公表するわけでございます。この關係は、技術の内容におきましては厳密に申し上げますと各省に亘るものがあるわけでございしますが、大蔵大臣と通産大臣の共管といふことにたしております。

○波多野鼎君 その共管という意味を一つ説明して下さい。

○政府委員(村上二君) 両大臣が主務大臣になるわけであります。それから今度は具体的に技術援助契約を結びます場合には、その技術が通産大臣の所掌にかかるとなれば、大蔵大臣と通産大臣と大蔵大臣の両大臣が主務大臣となりまして、又例えば医療のような問題でございまして厚生大臣と運輸大臣も加はるといふやうな關係が出て参ります。そういう場合にはそれ／＼の大臣と大蔵大臣が主務大臣になるよ

うに外資法を改めたわけでございます。

○波多野鼎君 それは従来の外資委員会のやり方とどういふ点が違ふのですか。その違ふ重大な点だけを一つ説明して下さい。

○政府委員(村上二君) 現行法では外資委員会といふ獨立いたしました委員会組織の官庁が、いわば権限を持つておりましたので、そこですべての事務、認許可をやつておるわけであります。

○波多野鼎君 そうしますと、両大臣の例えは今の技術援助の場合両方の共管になる、二人が主務大臣だといふことにして、運営はどんなふうにしてゐるのですか、二人を主務大臣にするといふことは。

○政府委員(村上二君) 只今申しましたように、現在の法律上は外資委員会という一本の規定でございしますが、實際の運営を申し上げますと、或る技術援助契約を結ばうといふときには、外資委員会、大蔵、通産、それにその個々の内容によりまして所管省がその他に亘ります場合には、当該省といふものの代表者が事前によく相談いたしまして取りきめておる実情でございまして、今後におきましてもその実情はほぼ現状通り運営されるというふうに考えております。

○波多野鼎君 現状では外資委員会という獨立の機関があつてそれが決定するわけでしょう。今度は二つの共管だといふのが、どちらが先議するとか、どちらが先議するとかいつたやうなことがありやしないか。

○政府委員(森永貞一郎君) 昔資金調整法をやつておりましたときに丁度同じやうな事態が起りましたが、窓口を

日本銀行にいたしましてそこに出て参りました案件を日本銀行が整理いたしまして、議案として大蔵省その他の関係者に送る。それで外資審議会は諮問機関でございますが、そこにやはり関係行政機関の職員も入っておりますので、その審議会をできるだけ頻繁に開きましてそこで事実上の各省間の御相談がまゝとある。そういうようなことでできるだけ窓口を一本にして余り複雑にならないように簡素化して運営して参りたいと、そういうふうに考えております。

○波多野君 例の日本輕金屬の問題が出てますね。ああいうような問題はここまではどういふふうに出運されるお見込ですか。事務的には出運はできない、そうして大臣の意見が両方くい違つてゐるというのはどう処理されますか。

○政府委員(森永貞一郎君) 日本輕金屬の問題は私、所管外でありまして実はよくわきまえてないのであります。が、想像いたしますのに、今後の新しい事態におきましては通産省と大蔵省との共管の問題になると思ひます。申請書が一本の窓口から出て参りますれば両事務局がそれを検討して、そして審議会乃至は幹事会みたいなものが置かれると思ひますが、幹事会でお互いに相談しあつて簡単にきまればそこですくまざるわけでございますが、いろいろ問題もございましておのの上司まで持上げて御決裁を経てその委員会に送り込む。委員会できまりました後にこれをどうするか、これは又各省のそれ／＼の決裁があるわけでございますが、各省の内部におきましては、恐らく事柄にもよりますが、内

部委任の方法を講じまして、当該局長限りで決裁ができるというようなことに相成ろうかと思ひます。大抵現在とは同じようなことで動いて参るのじやないかと、さうに考えております。

○波多野君 共管というやつは実は運営しにくいものでしてさういふところには私は細張のあれが出ておるのじやないかという気がするのですが、両方とも出て行かないや承知しない、而も両方の意見が合わないときはデッドロックに乗り上げてしまつて自由に動きがとれないといつたようなことになるので、どちらかにこれは責任を負わしめたらどうなんですかね。そうじやないかと動かない、これは野田さんどうですか。

○國務大臣(野田卯一君) 私は将来の方向といたしましては、そういうふうな波多野委員のおつしやつた方向に成るべく行かなければいけない、両方に關係する、たいていの仕事はいろいろなものに關係するのであります。その際に完全に五分と五分であるという場合には、それは考えなければならぬ。先ず片方が六分で片方が四分ということになれば六分のはうが出るといふようなことにして、成るべくその辺のところを簡素に将来の方法を講じて行く、こういふふうに考えておりますが、今回の行政機構改革には取上げられませんが、引續いて共管事項をどう処理するか、至急研究いたしまして成果を得たいと思つております。

○波多野君 行政官庁の細張争いといふのは實際目に余るものがあるのです。何でも一口乗らないと承知しないのです。そのあげくその細張争い

が片付かんと共管にするということでは妥協的なものを作つてしまふが、これは行政的には動かないのです。それで行政事務によつてどちらに重点を置くかといふことで責任大臣をきめちやつて、その責任大臣は勿論関連しておる各省との意向も十分聴取することは必要なんですけれども、最後の責任は誰かが持つといふことではないと、行政の簡素化……迅速化は行われぬのです。これなんぞが私は非常にまずい点だと思つておるのですが、それはまあそれとして……今日は何時までやるのですか。

○委員長(河井彌八君) 續く限りやります。

○波多野君 それじやありません。五十五ページへ行つて外国人の財産取得に關する政令の一部改正するところですね、これの大体の説明をして下さい。これはよくわからないのです。どういふふうな改正になるのか。

○政府委員(森永貞一郎君) 外国人の財産取得に關する政令によりまして、外国人又はその他の民間人等が外資を取得します場合に、外資委員会の認可を受けなくちやならんとつておりますが、これも外資委員会の廃止に伴ひまして大蔵省に移されまして、大蔵大臣がその認可の事務に當る、その内容を法律で規定いたしておるわけでございます。

○波多野君 ああ、それじや單なる形式的な機構改革に伴う當然の改正ですね。

○政府委員(森永貞一郎君) さうでございます。

○波多野君 その次の「日本銀行に於ける事務取扱」といふところがあるの

ですが、これは従来は日本銀行にはやらせなかつたのですか、今の問題は。

○政府委員(森永貞一郎君) 外資委員会の下に外資委員会事務局がございましてそこで處理しておつたのでございしますが、今回は先ほど申し上げましたように窓口を日本銀行一本にいたしました。事務の円滑なる運営を図りたいといふことで、日本銀行へ取扱をさせることができる。こういう趣旨の規定を入れたのであります。

○波多野君 附則の問題はそれだけで私は質問を参ります。

○栗栖越夫君 開発銀行でございましてね。あれを各省で大体融資として持つて行く場合に安本の財政金融局が何かでまゝとめておられたと思うのです。安本がなくなると今度はああいうものが全然なくなつて直接開発銀行から行くことになるのか、或いは大蔵省で復金時代にやつておられたようなことをやられるのですか、どういふふうになるのですか。

○政府委員(森永貞一郎君) 開発銀行を作りますときには、できるだけ自由裁量に委ねまして政府はその貸付を紐付きにいたしましたくない、そういう気持ちでスタートしたわけでありまして、但し開発銀行当局といたしまして、どういふ産業が非常に緊要な産業であるかといふようなことにつきましては何らかの指針が欲しいといふこともございまして、計数は含まないところの業種だけを列挙いたしました。政府資金の融資対象としてはこういうものが適當である、こういつたような方針をきめまして、これを参考として開発銀行に現在はお渡ししておる、こういうふうな順序になつております。今後これをどう

いたしますか、これはまだ関係当局間におきまして話し合いが行われておりません。現在のところは方針がきまつておりません。

○栗栖越夫君 そうすると、仮に安本がなくなつて経済審議庁といふふうになれば、その間の關係が起きて来るかどうかといふことはまだわからないのですか。

○政府委員(森永貞一郎君) 設立のときも或るだけ制約を排して自由裁量に委ねたいといふ趣旨で始まつたことでもございまして、一、二年の運営によりまして開発銀行当局もいろいろさういふ部分の事務が堪能になつておられるわけでありまして、若しできればさういふものをきめないでもいいのじやないか。何らかの指針を与える必要があるといひますれば、大蔵省で経済審議庁あたりの御意見も勿論ございしますが、参考資料的なものならば作つて差上げることにいたしたいと思ひます。さういふ考え方をいたしておりますが、まだ関係当局の間におきましては打合せをいたしておりません。

○栗栖越夫君 私はよろしうございします。

○成瀬清治君 外資委員会とか外資委員会の構成を見ますと、何か会長といふのですか、会長さんを大蔵大臣として、さうして而も構成委員の中に關係行政機関の職員のかたが入られて、あとは學識経験者とかいふふうになつておるわけでありまして、ちよつと見ますと、恐らく解釈すれば、行政機関の数が半分とかさういふようなことも何も規定もないわけですが、これは本當に内輪だけの会になりさうな感じもするわけですが、どんなふうに考えてお

られるわけですか。

○政府委員(森永貞一郎君) 現在外資委員会の場合におきましては、経済安定本部総務長官が会長として議長になつておられるわけでありまして、それと同じような意味で外資審議会につきましても大蔵大臣を会長にして、審議会の運営を図るといふような規定に相成つております。審議会は十分議を尽くして皆さんの御意見を承るといふことがその目的でございますから、何か大蔵大臣の、大蔵省の考えを押し付けるためにこれを適用するといふようなことはなくて、やはり関係各行政機関内は、民間の代表者のかたの御意向を十分に反映させるように運営して参りたいと考へております。

○成瀬清治君 例へば六十四條の第三項なんかを讀んでみますと、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから大蔵大臣が任命する、とこうなつております。もう一つこちらの外資委員会のはりの十九條の三項へ行つても同じようなことが表現してあつて、第二項にはおの／＼に大蔵大臣が会長になるようになつてゐる。ですから悪く解釈すれば政府職員が過半数を占めてしまつて、あなたのおつしやるようなことができないといふのは表現になつてゐる。それはどんなことですか、あなたのおつしやるようだとしたらもう少し表現の方法がどこにあつたり制限があるならそれは納得しますけれども、どうもまづいと思ふのですよ。

○政府委員(森永貞一郎君) 審議会の委員を何人どこから出すかといふような問題、これは政令のほうで詳しく規定をいたすつもりでございます。例へば九人とか七人とかございますが、う

ち学識経験者を何人にするといふようなことは政令のほうで書ければ書くわけでございます。只今御指摘のような弊害が起らないようにその際配慮するつもりでございますが、ただ外国為替審議会と外資審議会とは若干趣きを異にするかと思ふのでございまして、外資審議会の場合には関係各省がいろいろ多岐に亘つてございまして、この関係各省間の連絡調整の機関といふ意味を持たせるわけでございます。自然関係各省の職員の数が外資審議会の場合には大きくなる。外国為替審議会の場合はこれはちよつと趣旨を異にしたててございまして、専門知識の活用といふことが狙ひでございますから専門家のかたにたくさんなつて頂く、さうなことに相成るうかと考へます。

○成瀬清治君 ちよつと木内委員長にお尋ねしますが、或いは先のおかたと質問がダブつたら委員長から御注意願ひたいと思ひます。前に委員長は政府との間に相当政策において、政策と申しますか勧告されたことにおいて意見の対立といふかいろいろなことがあつたやにこの前の委員会でも承つたわけですが、若し差支えなければ私は今日ここでいふことは申しませんから、機会がありましたら一つ何と申しますか書類にできるふりでしたら書類で、或いはできなければ何か又これはあると思ひますからそのときに一つ御答弁をお願いしたいと思ひます。

もう一点レートの問題について、悪く言えばレートの切下げをやるために、どうも外為委員会があると秘密が漏洩してまづいといふようなことをいつて、こちらに持つて来てばつとやつ

てしまふといふふうにも疑ふこともない。私らが心配することは、やはりさういふような町にデマもとんでおらんこともないと思ふのです。ですからさういふような素材が委員長の御意見としてあるかどうか。野田さんにお伺ひしたいことはこれは大蔵大臣に聞かなくちやいかんと思ふのですが、閣僚の一人としてこれを最近のうちにやるような意向があるかどうか、さういふような点を承りたいと思ひます。

○國務大臣(野田卯一君) レートの切下げといふのは、三百六十円を動かすといふことは絶対にありません。○説明員(木内信胤君) 意見の相違した点を書け、若しくはしやべれ、少し考へましてたくさんございまして、どういふことをそれは、或る場合には極力御賛成を得て私どもの思つた通りになつたこともありまして、今もなつていないこともありまして、併しながらさういふ問題については私はむしろ心配はしてないのでございます。それは大体私どもの意見が通らなくてもそれは政策問題である場合には、私どもは専門家として正しいと思ふ勧告をいたすことを以て満足してゐるのであります。私どもの政策上の意見が通らなくなるから外為の阻止をなげいてゐるのではございせん。たゞ／＼申上げました通り今の機構には非常にいい精神が入つてゐると思はれるにかかわらずその精神が流れるであらうことを恐れ、且つかくのごとき取扱方法を以てかくのごとき時期にそれがなされることを歓迎してゐるのです。併しどういふ点で意見が相違してそれがどうなつたかと聞かれました或いは申上げるなら別の機会にいたします。従ひまして今

のレートの問題に関してこれはむしろ私どもの事項ではないのであります。私どもは政府自体の問題であります。私どもはその問題に対して常に意を尽し勧告めいたことをしてゐます。現在においては三百六十円を動かす意向は政府のどこにもありませんので、実は三百六十円問題に関してはあまり問題にしたことはございせん。

○補見義男君 少し聞きたいのです。○委員長(河井彌八君) よろしくございませう。○補見義男君 若し私席を立つてゐる間に質疑があつたとすればそのことだけを言つて頂ければ、あとでその質疑のかたに伺ひますから。私は最初に國稅庁関係のことについて伺ひたいのですが、それは今朝はとも正示次長から伺ひたいと思ふ。レビエーの問題のお話がありました。國稅庁をやめて地方の國稅局に優秀な人を配して、それによつて税の公正を期し又的確を圖るという御説明なすが、従来もさうであるし又將來もそれは絶無であるとは保証されないことは、例へば東京と大阪の間において非常に大きな軽重の差があるといひますか、さういふことは従来もあつたやうに聞いておりますし、將來もないといふことは保証できないと思ひます。その場合に従来の國稅庁といふところをそれを調整しておられたと思ひますが、ところが徴稅局といふものができてさういふ機能はやらぬ、さういふようなことをこの前の委員会でお話があつたように私は記憶してゐるのですが、若しそれが間違ひで徴稅局でさういふ問題は取扱うのだ、さう

いうことであればそれで結構なんです。その点はどうぞなんでもしやうか。

○政府委員(正示啓次郎君) この点は徴稅局になりました。監視機能は一切変りません。でございまして事前審理或いは事後審査の方法によりまして各局の間のアンバランスは是正して行く、さういふふうを考へております。

○補見義男君 わかりました。それからもう一点これも他の委員から御質問がありました。さういふふうを言つて頂きたいのですが、外国為替管理委員会の問題なんです。いろいろの観点から各委員から御質問があつたやうであります。為替管理機構改革問題に関する意見書として木内委員長から書類が出てゐるのではありませんか、この反對論といひますか意見に対して、端的に一つ／＼その項目に対して若し今まで御答弁になつていれば、何といひますか反駁されておれば後で速記録でも何でも見ますが、若しさういふことを言つておられないとすればこの機会に一つ／＼の項目についての反駁論を承れば、我々いろいろ／＼これから審議する場合に判断をきめる場合の参考になると思ひますのでその点一つ伺ひたいと思ひます。

入りますか、休憩でもいたしましたしやりますか。

「今日はやめて下さい」「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(河井彌八君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(河井彌八君) 速記を始めて下さい。大体委員諸君の御意向を参酌いたしましてこの程度に、とどめます。これより委員会を散会いたしまして懇談会に入ります。

午後六時十一分散会

六月十四日本委員会に左の事件を付託された。

一、元軍人恩給復活に関する請願

(第二五九四号)(第二六一四号)(第二六三八号)(第二六九七号)(第二六九八号)(第二七六九号)

一、元軍人軍属等の恩給復活に関する請願

(第二五九四号)(第二六九七号)(第二六九八号)(第二七六九号)(第二七九四号)(第二七九五号)(第二七九六号)(第二七九七号)(第二七九八号)

一、恩給法の特例に関する件の措置に関する法律案中一部修正の請願

(第二五九四号)

一、軍人遺家族等の恩給復活に関する請願

(第二五九四号)(第二六九七号)(第二六九八号)(第二七六九号)(第二七九四号)(第二七九五号)(第二七九六号)(第二七九七号)(第二七九八号)

一、元軍人恩給復活に関する請願

(第二五九四号)(第二六九七号)(第二六九八号)(第二七六九号)(第二七九四号)(第二七九五号)(第二七九六号)(第二七九七号)(第二七九八号)

一、元軍人軍属等の恩給復活に関する請願

(第二五九四号)(第二六九七号)(第二六九八号)(第二七六九号)(第二七九四号)(第二七九五号)(第二七九六号)(第二七九七号)(第二七九八号)

一、恩給不均衡是正に関する請願

(第二五九四号)

一、傷い恩給増額に関する請願(第二六九六号)

一、人権擁護局存置に関する請願(第二七〇九号)

一、金し敷年金復活に関する請願(第二七二九号)

一、農林省設置法の一部改正法案中一部修正に関する請願(第二七三〇号)

一、農業改良局統計調査部の昇格に関する請願(第二七五七号)(第二七九四号)(第二七九五号)(第二七九六号)(第二七九七号)(第二七九八号)

一、元軍人恩給復活に関する請願

(第二五九四号)(第二六九七号)(第二六九八号)(第二七六九号)(第二七九四号)(第二七九五号)(第二七九六号)(第二七九七号)(第二七九八号)

一、元軍人軍属等の恩給復活に関する請願

(第二五九四号)(第二六九七号)(第二六九八号)(第二七六九号)(第二七九四号)(第二七九五号)(第二七九六号)(第二七九七号)(第二七九八号)

一、恩給不均衡是正に関する陳情

(第二二二〇号)

第二五九四号 昭和二十七年五月二十八日受理

元軍人恩給復活に関する請願

請願者 神戸市兵庫区平和東町一ノ一 神田善作外八十四名

紹介議員 小野 義夫君

元軍人は恩給を停止されて、以来六箇年間民主主義を旨として、その政策に服従してきたのであるが、年月の経過とともに生活の実現は窮乏の深刻さを加え、いかにともし難い実情にあるから、国家独立自主権の回復を機に元軍人の恩給を復活せられたとの請願。

第二六一四号 昭和二十七年五月

元軍人恩給復活に関する請願

請願者 島根県安濃郡大田町 白石頼夫外二十二名

紹介議員 小瀧 彬君

この請願の趣旨は、第二五九四号と同じである。

第二六三八号 昭和二十七年五月三十一日受理

元軍人恩給復活に関する請願

請願者 北海道函館市時任町二三 成田健次郎外三十名

紹介議員 木下 辰雄君

この請願の趣旨は、第二五九四号と同じである。

第二六九七号 昭和二十七年六月四日受理

元軍人恩給復活に関する請願

請願者 茨城県猿島郡神大栗村大字大口二、八五六 石塚八三郎外三名

紹介議員 結城 安次君

この請願の趣旨は、第二五九四号と同じである。

第二六九八号 昭和二十七年六月四日受理

元軍人恩給復活に関する請願

請願者 茨城県新治郡栄村中根五〇五 平島保之助

紹介議員 結城 安次君

この請願の趣旨は、第二五九四号と同じである。

第二七六九号 昭和二十七年六月十日受理

紹介議員 黒川 武雄君

この請願の趣旨は、第二五九四号と同じである。

第二五九五号 昭和二十七年五月二十八日受理

元軍人軍属等の恩給復活に関する請願

請願者 神奈川県平塚市平塚三、四三〇 柴田一男外八十七名

紹介議員 石村 幸作君

憲法ならびに国家公務員法によつても元軍人軍属およびその遺族は、一般公務員およびその遺族と比べて、不平等、不利益の地位に置かれる理由はないのに、元軍人、軍属およびその遺族は國家から冷遇視され、その生活の窮乏はその極に達しているから、平和條約の発効に伴い、すみやかに現在政府または国会が審議している増加恩給、傷い年金、扶助料等の一時的特例を解除し、現行恩給法の條項に則り恩給を給付せられるとともに、條約発効時機にさかのぼり支給せられるよう配慮せられたとの請願。

第二六〇三号 昭和二十七年五月二十九日受理

元軍人軍属等の恩給復活に関する請願

請願者 山形県新庄市小田島字宮内町 伊藤文雄外百八十六名

紹介議員 泉山 三六君

この請願の趣旨は、第二五九五号と同じである。

第二五九六号 昭和二十七年五月二十八日受理

恩給法の特例に関する件の措置に関する法律案中一部修正の請願

請願者 東京都武蔵野市吉祥寺八六五 林真外七十九名

請願者 千葉県印旛郡根郷村神門四九五 小出保外五十四名

紹介議員 宮本 邦彦君

目下国会において審議中の恩給法の特例に関する件の措置に関する法律案中、恩給裁定済の者ならびに未裁定者中老令病弱等のため最低生活不能の者および遺族には臨時緊急措置として平和條約発効後すみやかに支給を開始する條項を加えられたとの請願。

第二六〇一号 昭和二十七年五月二十九日受理

元軍人遺家族等の恩給復活に関する請願

請願者 群馬県新田郡世良田村大字米岡 金井治二外一万七千五百五十五名

紹介議員 滝野 清雄君

講和発効を機に、昭和二十一年勅令第六十八号によつて停止または制限されている軍人遺家族、傷病軍人および老令軍人等に対し、すみやかに恩給を復活せられたとの請願。

第二七〇〇号 昭和二十七年六月四日受理

元軍人遺家族等の恩給復活に関する請願

請願者 茨城県土浦市内西町三 菊池朝三外二百十六名

紹介議員 結城 安次君

この請願の趣旨は、第二六〇一号と同じである。

第二七〇一号 昭和二十七年六月四日受理

元軍人遺家族等の恩給復活に関する請願

請願者 兵庫県姫路市同町七 小林吉二外五千五十七名

紹介議員 藤森 眞治君

一、食糧庁の内局化反対に関する請願(第二六七〇号)

一、食糧庁の内局化反対に関する請願(第二六七〇号)

一、食糧庁の内局化反対に関する請願(第二六七〇号)

この請願の趣旨は、第二六〇一号と同じである。

第二七四号 昭和二十七年六月七日受理

軍人遺家族等の恩給復活に関する請願
請願者 佐賀市赤松町九三 礎文
平外二百二十六名

紹介議員 杉原 荒太君
この請願の趣旨は、第二六〇一号と同じである。

第二七四号 昭和二十七年六月七日受理

軍人遺家族等の恩給復活に関する請願
請願者 佐賀市赤松町一三九 大
島傳太郎外九十二名

紹介議員 杉原 荒太君
この請願の趣旨は、第二六〇一号と同じである。

第二七七号 昭和二十七年六月十日受理

軍人遺家族等の恩給復活に関する請願
請願者 愛媛県松山市河原町一四
〇 三好豊重外百二十六名

紹介議員 三橋八次郎君
この請願の趣旨は、第二六〇一号と同じである。

第二八三三三号 昭和二十七年六月十日受理

軍人遺家族等の恩給復活に関する請願
請願者 山形市香澄町木ノ実小路
一二七ノ四 青山重次郎
外千二百七十八名

紹介議員 泉山 三六君
この請願の趣旨は、第二六〇一号と同じである。

第二六〇二号 昭和二十七年五月二十九日受理

元軍関係公務員の恩給復活に関する請願
請願者 島根県大原郡木次町大字
木次町二七二 平野萬三
外十三名

紹介議員 小瀬 彬君
元軍関係公務員の恩給は講和発効と共に復活支給されたいとの請願。

第二六一九号 昭和二十七年五月三十一日受理

元軍関係公務員の恩給復活に関する請願
請願者 鹿児島県日置郡東市来町
養母一〇、五五四 鈴之
原麻吉外三名

紹介議員 佐多 忠隆君
この請願の趣旨は、第二六〇二号と同じである。

第二六九号 昭和二十七年六月四日受理

元軍関係公務員の恩給復活に関する請願
請願者 島根県美濃郡益田町 大
畑植式外二百八十三名

紹介議員 伊達源一郎君
この請願の趣旨は、第二六〇二号と同じである。

第二七五五号 昭和二十七年六月九日受理

元軍関係公務員の恩給復活に関する請願
請願者 静岡市東鷹匠町五二 井
上清作外九千三百七十五名

紹介議員 杉山 昌作君

この請願の趣旨は、第二六一九号と同じである。

第二七七一号 昭和二十七年六月十日受理

元軍関係公務員の恩給復活に関する請願
請願者 香川県仲多度郡筆岡村字
中村一、三六四 城戸庄
作外千九百九十名

紹介議員 紅露 みつ君
この請願の趣旨は、第二六〇二号と同じである。

第二六四六号 昭和二十七年六月二日受理

恩給不均等は正に関する請願
請願者 富山県市村木町一五 中田
榮太郎外二千三百七十五名

紹介議員 館 哲二君
昭和二十三年六月以前に退職した公務員と七月以降に退職した公務員において、何等条件が異なることがないのに、現行恩給法による恩給受給額が四十パーセントから違ふという不均等があるのは不合理であるから、すみやかにこの不均等を是正せられたいとの請願。

第二六七〇号 昭和二十七年六月二日受理

食糧庁の内局化反対に関する請願
請願者 山口県大島郡久賀町一、
四三二 中野重良外五百
六十二名

紹介議員 赤松 常子君
政府が計画している食糧庁の内局化は、現在の複雑な食糧行政遂行上極めて不合理な案であるから、業務の円滑な遂行を図るため、従来通り外局として存置せられたいとの請願。

第二六九六号 昭和二十七年六月四日受理

傷い恩給増額に関する請願
請願者 新潟県柏崎市国立新潟療養
所内 宮沢茂
北村 一男君 下條 恭
兵君

紹介議員 兵君
旧軍人公務傷病者に対する傷病恩給は、昭和二十一年一月の政令により、普通恩給は打ち切られ増加恩給のみとなつたので、その後の物価騰貴によつて傷病者の困窮ははなはだしいものがあるから、旧軍人公務傷病者に対する傷病恩給を増額せられたいとの請願。

第二七〇九号 昭和二十七年六月四日受理

人権擁護局存置に関する請願
請願者 福島市新町五一 北川次
男外一名

紹介議員 和田 博雄君
人権擁護の現制度は「ボツダム宣言」に由来し、民主化の基調として創設されたものであるが、検察、警察、裁判所、刑務所、税務所等において人権侵害事件の発生することが多く、その発生類型が団体および個人の活動のあらゆる分野にわたつているので、これ等を適切に調査処理するには現在の人権擁護局の組織と機構は弱体であるから、今回の行政機構改革に当り人権擁護局の存続とその拡大強化につき善処せられたいとの請願。

第二七二九号 昭和二十七年六月六日受理

金い、勲章年金復活に関する請願
請願者 滋賀県大津市神出東路町
一九一 堀江武治外四百
七十六名

紹介議員 西川甚五郎君
講和発効に伴い、戦犯釈放、恩赦等を始めとし、戦没者遺族の援護等諸種の措置が講ぜられていくが、現在生存している老年の金い勲章受者者に対し、何等の措置も講ぜられていないことは、極めて遺憾であるから、金い勲章受者者に対し、適当な年金制度を復活せられたいとの請願。

第二七三〇号 昭和二十七年六月六日受理

農林省設置法の一部改正法案中一部修正に関する請願
請願者 岐阜県恵那郡坂下町長
吉村新六外九名

紹介議員 岡本 愛祐君
農林省設置法の一部を改正する法案によれば、各管轄局管轄区域は行政地境を原則として定め、管理経営等の事情を考慮して一部事項については管轄管轄局を指定できるように規定されているが、地勢ならびに林政の運営等地方の特殊事情を考慮せられ、岐阜県恵那郡の一部を長野管轄局の管轄区域とするより同案の一部を修正せられたいとの請願。

第二七五七号 昭和二十七年六月九日受理

農業改良局統計調査部の昇格に関する請願
請願者 岩手県盛岡市新庄宇天神
二六岩手統計事務所内
菊地六郎外四十四名

紹介議員 岩手県盛岡市新庄宇天神
二六岩手統計事務所内
菊地六郎外四十四名

紹介議員 千田 正君

農林省農業改良局統計調査部は、わが国農林畜水産業の特質性に基きその調査業務量の大きなこと、その調査内容の複雑多岐なこと、中央および地方における一貫した調査実施機構を必要とすること、予算および定員が大なること等において他省統計調査部と比較にならない。従つて農林省統計調査部の事業はその重要性和調査対象の特殊性よりかえつて整備安定した機構を必要とするものであるから、統計調査部を局に昇格せられたいとの請願。

第二七九四号 昭和二十七年六月十日受理

農林省農業改良局統計調査部の昇格に関する請願

請願者 群馬県勢多郡桂置村西片貝 齊藤礼三外九十六名

紹介議員 梅津 錦一君

この請願の趣旨は、第二七五七号と同じである。

第二七九五号 昭和二十七年六月十日受理

農林省農業改良局統計調査部の昇格に関する請願

請願者 岩手県盛岡市新庄字天神二六農林省岩手統計調査事務所内 菊池六郎外四十四名

紹介議員 大矢半次郎君 川村 松助君

この請願の趣旨は、第二七五七号と同じである。

第二七九六号 昭和二十七年六月十日受理

農業改良局統計調査部の昇格に関する請願

請願

請願者 長野県小県郡蕨野村乙一 一三五 小林五九馬外三百四十七名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第二七五七号と同じである。

第二七九七号 昭和二十七年六月十日受理

農業改良局統計調査部の昇格に関する請願

請願者 長野県上水内郡古里村 鈴木誠外三百四十七名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第二七五七号と同じである。

第二七九八号 昭和二十七年六月十日受理

農業改良局統計調査部の昇格に関する請願

請願者 長野県北安曇郡神城村 四、五二八 長沢利外三百四十七名

紹介議員 上條 愛一君

この請願の趣旨は、第二七五七号と同じである。

第二七七〇号 昭和二十七年六月十日受理

元軍関係者の恩給復活に関する請願

請願者 大分県通見郡八坂村大字 八坂一、五九四 工藤繁行外二百二十九名

紹介議員 一松 定吉君

昭和二十七年より軍関係者の恩給および扶助料を復元せられたいとの請願。

第二八一二号 昭和二十七年六月十日受理

元軍関係者の恩給復活に関する請願

請願者 大分県大分郡鶴崎町 岡本司馬平外二百六十六名

紹介議員 小野 義夫君

この請願の趣旨は、第二七七〇号と同じである。

第二八三五号 昭和二十七年六月十日受理

元軍関係者の恩給復活に関する請願 (一通)

請願者 大分県別府市八幡区七組 首藤則昭外百二十五名

紹介議員 一松 定吉君

この請願の趣旨は、第二八一二号と同じである。

第二一九六号 昭和二十七年六月四日受理

元軍関係公務員の恩給復活に関する陳情 (四通)

陳情者 島根県仁多郡阿井村大字 上阿井一、一二三 駒原邦一郎外三百七十一名

元軍関係公務員に対する恩給を適正なる率に換算支給せられるとともに、元軍関係公務員ですでに恩給権発生の事実あるも、未裁定者の審議においては既成事実に基づく権利を確認せられずみやかに恩給を支給せられたいとの陳情。

第二一二二号 昭和二十七年六月九日受理

元軍関係公務員の恩給復活に関する陳情

陳情者 島根県浜田市大字片庭八 二 上田詔英外八十七名

この陳情の趣旨は、第二一九六号と同じである。

第二二二〇号 昭和二十七年六月九日受理

恩給不均衡是正に関する陳情

陳情者 島根県松江市殿町退職公務員連盟松江支部内 曾田篤一郎外十三名

昭和二十三年六月以前に退職した公務員の恩給は、それ以後に退職した公務員の恩給にくらべ、大きな差があるが、経済的諸条件を同じくしている時代に、単なる退職時期によつてこのような差異を設けることは極めて不合理であるから、すみやかに合理的是正の方法を講ぜられたいとの陳情。

昭和二十七年九月一日印刷

昭和二十七年九月三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局